

○東総地区広域市町村圏事務組合公告式条例

昭和 46 年 9 月 27 日

条 例 第 1 号

改正 昭和 51 年 3 月 9 日条例第 4 号

改正 平成 17 年 6 月 28 日条例第 1 号

（目的）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 16 条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

（条例の公布）

第 2 条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文および年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、組合を組織する地方公共団体の掲示場に掲示してこれを行う。

（規則に関する準用）

第 3 条 前条の規定は、規則にこれを準用する。

（規程の公表）

第 4 条 規則を除く外、管理者の定める規程を公表しようとするときは、公布もしくは公表の旨の前文、年月日および管理者名を記入して管理者印をおさなければならない。

2 第 2 条第 2 項の規定は前項の規定にこれを準用する。

（その他の規則及び規程の公表）

第 5 条 第 2 条の規定は議会の会議規則、傍聴人取締規則、その他組合の機関の定める規則で公表を要するものにこれを準用する。ただし第 2 条中「管理者」とあるのは「当該機関または当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 第 4 条の規定は組合の機関の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。ただし同条第 1 項中「管理者名」とあるのは「当該機関名」と「管理者印」とあるのは「当該機関印」と読み替えるものとする。

第 6 条 規則または組合の機関の定める規則もしくは規程は、それぞれ当該規則

又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は公布の日から施行し、昭和 46 年 9 月 20 日から適用する。

附 則（昭和 51 年 3 月 9 日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 6 月 28 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。